令和８年（フ）第１１２５号
福岡市東区和白東１丁目15番22―101号　ひまわり壱番館
破産者　伊藤　千晶
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１１４７号
福岡県朝倉郡筑前町三並779―１、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町伊左座五丁目12番13号　グラン・リーオＡ201
破産者　宮本　一輝
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１３７１号
福岡市南区柏原１丁目10番67号
破産者　廣瀬造園こと廣瀬　基晴
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第４１号
熊本県玉名郡南関町大字豊永903番地
破産者　平山　信也
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第５７号
熊本県荒尾市川登1791番地113　ソレイユ川登Ⅰ　Ｂ号
破産者　松尾　保聖
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

令和８年（フ）第２９号
沖縄県那覇市宇栄原３丁目33番31号　１階
破産者　當間　康子
1　決定年月日　令和８年９月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第２９１号
沖縄県浦添市屋富祖１丁目９番１―201号　宮城マンション
破産者　上地　辰善
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第３３６号
沖縄県那覇市小禄４丁目６番地10　プロスペリート小禄南103
破産者　小林　祐司
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和７年（フ）第４０８号
沖縄県那覇市牧志１丁目９番13号　セリーヌ一銀302
破産者　宮里　美香（旧姓藤木）
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１３２号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜98番地の２　リバーサイド　アラタ101
破産者　安仁屋勇次
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第１５４号
沖縄県浦添市西原２丁目27番８号
破産者　渡久地　毅（旧姓宮城）
1　決定年月日　令和８年９月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第２７８号
宮城県名取市名取が丘四丁目４番12号
破産者　千葉紫季乃
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５６７号
仙台市若林区表柴田町80番地　プレジオＯＨⅡ―201、従前の住所宮城県大崎市古川旭５丁目６番28号　ドミトリー旭Ａ棟202号
破産者　千葉　大洋
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１３号
仙台市青葉区台原１丁目９番16―601号
破産者　遠藤眞理子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６３４号
仙台市泉区高森１丁目１番地の320　高森パークハウス弐番館603
破産者　高峯　　祥
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６６１号
仙台市宮城野区銀杏町39番６―201号、従前の住所仙台市青葉区上杉２丁目３番20―605号
破産者　齋藤　　実
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和７年（フ）第７９４号
埼玉県越谷市川柳町２丁目353番地12
破産者　仲川　悦子
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２２２号
埼玉県草加市瀬崎３丁目28番７号　リファレンス202号、住民票上の住所埼玉県草加市新里町705番地２　ビラ草加Ｂ―103号
破産者　川原　千陽
1　決定年月日　令和８年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係